

風水害には事前の備えを！

☎0422-24-9102



大雨や台風などによる風水害の発生は、天気予報などを確認して事前に備えることができます。いざという時に慌てることがないように、被害を最小限に抑える対策や、避難時の行動などを確認しておきましょう。

自宅でできる備えのポイント

●浸水ハザードマップを確認

浸水が予想される区域や避難所などの情報を地図上で確認できます。マップは同課(元気創造プラザ5階)や市民課(市役所1階)、市役所1階受付、市政窓口、コミュニティセンターなどで配布しているほか、市HPからもご確認いただけます。



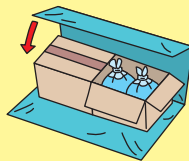
●家の周りの点検・清掃



雨水ますの取水口や側溝に落ち葉やごみが詰まっていると、道路冠水や浸水の原因になります。普段から小まめな点検や掃除を心掛けましょう。

●簡易水のうを用意

家庭にあるごみ袋で作れます。市公式動画チャンネル(QRコード)で作り方を紹介しています。



「タイムライン」を作しましょう



「タイムライン」とは、災害時にとるべき行動をあらかじめ決めておくものです。いざという時に慌てることがないように、時系列で避難行動を整理しておきましょう。東京都防災HPの「東京マイ・タイムライン」もご覧ください。

最新の情報はここからチェック！

- 市公式X ●市公式LINE
- 三鷹市河川防災情報 ●キキクル(気象庁)
- 東京アメッシュ(東京都下水道局)
- 東京都水防災総合情報システム(東京都建設局)
- VACAN Maps(避難所状況検索サービス)



戸籍に記載される氏名の振り仮名の確認通知を発送しました



☎0422-24-6241(確認通知について)、法務省戸籍振り仮名コールセンター☎0570-05-0310(制度の趣旨などについて)

本籍が三鷹市にある方に、6月30日に戸籍に記載される振り仮名の確認通知を発送しました(本籍地が他市区町村の方は、通知の発送時期が異なります)。必ず通知の内容をご確認ください。

- 通知された振り仮名が正しい方 届け出は不要です。
 - 通知された振り仮名が異なる方 届け出が必要です。詳しくはお送りしている通知をご確認ください。マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからオンラインで手続きが可能です。
- ※オンラインでの届出方法などは、法務省HPでご確認ください。

◆戸籍振り仮名特設窓口を開設しました

確認通知の発送状況や通知された振り仮名の内容、三鷹市への届出方法に関するお問い合わせ、窓口での振り仮名の届け出を受け付けます。

📅10月31日(金)までの平日午前8時30分～午後5時 📍市役所第二庁舎1階 同窓口☎0422-24-6241

三鷹市職員を募集します(経験者採用)



☎0422-29-9166

📅7月23日(水)までに市HPへ



職種	一般事務上級(福祉職)	土木技術	建築技術	電気技術	保育士(上級)	保健師(上級)
募集人数	5人程度	5人程度	5人程度	5人程度	15人程度	5人程度
勤務時間	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(時間、休日は配属先により異なる)					
給与*(月額初任給)	315,548円(同一職種で民間企業などの経験10年の場合。地域手当を含む)					
試験日程	1次試験(テストセンター方式)＝7月26日(土)～8月11日(月・祝)のうち希望する日					

※扶養手当、住居手当、通勤手当、期末勤勉手当など各種手当あり。経験年数加算あり。
※募集内容など、詳しくは市HPでご確認ください。

官民連携 あなたのお店をPR！



LINEプレゼント企画 協力事業者を募集中！



☎0422-29-9037

昨年11月に三鷹市公式LINEアカウントを開設し、今年3月には友だち登録者が1万人を突破しました。これを記念し、市では市内事業者と協力した友だち登録者プレゼント企画を実施します。同企画を利用して、自慢の商品・サービスを広報しませんか。※プレゼントへの応募については、賞品などの詳細が決まり次第、市公式LINEや『広報みとか』でお知らせします。

募集概要

- ◆対象 市内に店舗や事業所等を有する事業者
 - ◆提供いただく賞品 1事業者当たり5,000円(消費税および地方消費税を除く)相当以上の商品・サービス例：500円のドリンク券を10人分、2,500円の体験教室利用券を2人分など
 - ◆協力特典 市公式LINEや『広報みとか』による店舗・賞品情報の広報
- 📅7月21日(月・祝)までに市HPへ

『三鷹市市税条例』の一部を改正しました



☎0422-29-9194(個人市民税関係)、☎0422-29-9193(市たばこ税関係)

地方税法などの改正に伴い、同条例の一部を改正しました。主な改正内容は次の通りです。

個人市民税

納税義務者と同一生計の19～22歳の親族などが、控除対象扶養親族に該当しない場合は、その納税義務者の前年の総所得金額等から当該親族などの合計所得金額に応じた額を控除する、特定親族特別控除を創設しました。

市たばこ税

加熱式たばこの課税方式を、現行の重量および小売価格を基に本数換算する方式から、重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方式に2段階で移行することにしました。

